第

6 5 8 8

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 12月 22日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ 同居していない親の医療費を負担した場合

A: 生計を一にしている場合は対象になります。

【解説】

所得税では、医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用することとされており、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうのでなく、次のような場合には、それぞれ次によることとされています。

①勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、 学資金、療養費等の送金が行われている場合 ②親族が同一の家屋に起居している場合には、 明らかに互いに独立した生活を営んでいると 認められる場合を除き、これらの親族は生計 を一にするものとする。

したがって、あなたと母親が生計を一にしている状況にあれば、あなたが負担した医療費は、医療費控除の対象となります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







